

## ○財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団情報公開規程

(平成14年4月1日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号。以下「情報公開条例」という。)の趣旨に基づき、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団(以下「財団」という。)において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)文書 財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、役職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

(2)文書の公開 財団がこの規程に基づき、文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (この規程の解釈及び運用)

第3条 財団は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行うものとする。

### (適正使用)

第4条 この規程に基づき文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### (文書の公開の申出ができるもの)

第5条 次に掲げるものは、財団に対して文書の公開を申し出ることができる。

- (1)八王子市の区域内に住所を有する者
- (2)八王子市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3)八王子市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)八王子市の区域内に存する学校に在学する者
- (5)前各号に掲げるもののほか、文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

### (文書の公開の申出方法)

第6条 前条の規定により文書の公開を申し出ようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「公開申出書」という。)を財団に提出するものとする。なお、公開申出書の様式は、別に定めるとおりとする。

- (1)氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者

第6類 情報公開関係規程 <情報公開規程>

の氏名

(2) 公開を申し出ようとする文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に定めるもののほか、別に定める事項

2 財団は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をした者(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

3 財団は、公開申出者が前項の補正を行わないときは、当該公開申出に応じないことができる。

(文書の原則公開)

第7条 財団は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書を公開するものとする。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが特に必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。ただし、国、八王子市及び他の地方公共団体から財団に派遣されている者を除く。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人(八王子市及び財団自身を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 財団並びに国、八王子市及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそ

## 第6類 情報公開関係規程 <情報公開規程>

れ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)財団が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財団、国、八王子市又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究事業に関し、その遂行に支障を及ぼすおそれ

ニ 財団における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれ

(文書の部分公開)

第8条 財団は、公開申出に係る文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。

2 公開申出に係る文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、財団は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 財団は、公開申出に係る文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 財団は、公開申出に係る文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申出があつた日の翌日から起算して原則として14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないと認められる場合には、公開申出があつた日の翌日から起算して60日以内に公開決定等を行うよう努めるものとする。

## 第6類 情報公開関係規程 <情報公開規程>

(理由付記等)

第12条 財団は、第10条各項の規定により公開申出に係る文書の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

2 財団は、前項の場合において、公開申出に係る文書が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる期日が明らかであるときは、その期日を公開申出者に通知するものとする。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第13条 公開申出に係る文書に財団以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、財団は、公開決定等に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えることができる。

(文書の公開の方法)

第14条 文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録については別に定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による文書の公開にあつては、財団は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行うことができる。

(費用の負担)

第15条 文書の公開については、公開申出者に対し、別に定めるところにより、費用の負担を求める。

(他の制度との調整)

第16条 財団は、法令又は条例の規定による閲覧又は謄本、抄本その他写しの交付の対象となる文書については、文書の公開をしないものとする。

(異議の申出)

第17条 公開申出者は、公開決定等について不服があるときは、財団に対して書面により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 前項の異議申出は、公開決定等があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があつた場合は、財団は、当該異議申出の対象となつた公開決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面によりするものとする。

4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第2項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、原則として、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上でするものとする。

5 審査会は、財団に置くものとし、その組織、委員の任命方法、会議の運営方法、意見を述べる方法その他必要な事項については、別に定める。この場合において、異議申出のある都度、審査会を置くことを妨げない。

(情報の提供)

第18条 財団は、八王子市の求めに応じ、次に掲げる情報について、八王子市市政資料室その他八王子市の指定する場所で一般の閲覧に供するものとする。

第6類 情報公開関係規程 <情報公開規程>

- (1) 事業概要
- (2) 事業報告
- (3) 決算書(貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書を含むもの)
- (4) 事業計画書
- (5) 予算書
- (6) 寄附行為
- (7) 役員名簿
- (8) 財団事業の広報紙(PR冊子等)

2 財団は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(文書の管理)

第19条 財団は、文書を適正に管理するものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規程の施行の際、財団法人八王子市文化振興財団及び財団法人八王子市コミュニティ振興会並びに八王子市学園都市振興会から取得した文書について第7条の規定は適用する。